

公 告

経理規程第 75 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会
会長 位高 光司
(公印略)

1. 入札に付す事項

- (1) 業務の名称及び数量
デジタル式複写機の機器賃借および運用保守等 一式
- (2) 業務の仕様等
別紙仕様書のとおり
- (3) 納入期限
別途指定あり
- (4) 納入場所
別紙仕様書に指示する場所

2. 入札に参加できない者

地方自治法施行令第 167 条の 4 (下記【参考】を参照) の規定に該当する者。
なお、同規定中「普通地方公共団体」は「京都府社会福祉協議会」と読み替えることとする。

3. 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次のアからエまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者に限る。

- ア 審査基準日 (平成 31 年 1 月 1 日) において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有しない者
- イ 申請書又は添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- ウ 京都府内に営業所等の設置をしていない者
- エ 過去 5 年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者

4. 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、一般競争入札参加資格申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

- (1) 申請書の交付方法 本会総務課に問合せのこと。
- (2) 申請書の提出期間 平成 31 年 2 月 7 日 (木) ~平成 31 年 2 月 18 日 (月)

5. 入札を行う日時、場所

- ア 日時 平成 31 年 3 月 5 日 (火) 10:30
- イ 場所 ハートピア京都 4 階会館会議室
(京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町 375)

6. 入札手続に関する注意事項

(1) 入札方法

持参によることとし、郵送・メール等によることは認めない。

(2) 入札書に記載する金額

機器の賃借・設置工事・運用保守等 一式（詳細は別紙仕様書および入札説明書を参照）

(3) 入札の無効

次に該当する入札は無効とする。

- ・ 上記「2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に掲げる資格のない者のした入札

(4) 落札者の決定方法

競争入札実施要領第2条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札保証金、契約保証金 なし

【参考】「2. 入札に参加できない者」に関する規定

<p>地方自治法施行令第167条の4</p> <p>普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。</p> <p>一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者</p> <p>2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。</p> <p>一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。</p> <p>二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。</p> <p>三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p> <p>四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。</p> <p>五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。</p> <p>六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。</p> <p>七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。</p> <p>（上記第2項第4号の下線部にかかる規定）</p> <p>地方自治法234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p>
--